

向日市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、向日市有料広告の掲載に関する要綱（平成19年向日市告示第60号。以下「要綱」という。）及び向日市有料広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定に基づき、向日市（以下「市」という。）がインターネット上に公開するホームページへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主（第9条第1項に規定する広告主をいう。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が複数月の掲載を希望するときは、12か月を限度として掲載することができる。

2 前項で規定する1か月は、月の初日（当該初日が向日市の休日を定める条例（平成2年条例第18号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、当該初日の直後の休日でない日）から当該月の末日（当該末日が休日に当たる場合は、当該末日の直後の休日でない日）までとする。

3 広告は、掲載期間の初日の正午までに掲載を始め、掲載期間の末日の翌日（当該翌日が休日に当たる場合は、当該翌日の直後の休日でない日）の正午までに掲載を終了するものとする。

4 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ、次に掲げるところにより掲載期間を延長するものとする。

閉鎖した時間	延長する日数
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した日+1日

(広告の掲載場所及び掲載枠数等)

第4条 広告を掲載する場所は、市ホームページのトップページとし、当該トップページ内における掲載位置は市長が指定するものとする。

2 掲載枠数は、15枠を上限とする。

3 広告の掲載の優先順位は、次に掲げるところによるものとする。この場合において、同順位に複数のある場合は、広告掲載期間が長いものを優先し、広告掲載期間が同一の場合は、申込みが早かったものを優先するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 私企業のうち、公共性の高いもの

(3) 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの

(4) 前3号に該当しないもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル

形式 JPEG又はGIF（アニメーション及び透過色を用いたものは不可とする。）

データ容量 16KB以下

代替文字列 先頭は「[広告]」の4文字とする。その後続く文字列は、企業名又はリンク先とするウェブサイトのタイトル等とする。

（広告の表現の制限）

第6条 次の表現を含んだ広告は、使用できないものとする。

(1) 向日市の事業又は向日市が推奨する事業若しくはそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの

(2) ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等、閲覧者が入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの

(3) 半角カナ、ウェブブラウザで表示できない文字、記号、マーク、機種依存文字等を含む文字列

(4) リンク先内容と明らかに異なる表現

(5) その他広告の表現として適当でないと市が認めるもの

（広告掲載の申込み及び決定）

第7条 申込者は、向日市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号又は様式第1号の2）に、原稿案など所定の書類等を添付し、広告掲載の開始を希望する月の初日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、掲載の可否を掲載基準に基づき審査し、向日市ホームページ広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号又は様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

3 広告掲載の申込みは、希望する掲載期間において、1申込者につき1件とする。

（広告の掲載料）

第8条 広告の掲載料は、月額15,000円とする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告を掲載することを承諾された者（以下「広告主」という。）は、広告掲載の開始を希望する月の初日の15日前までに広告掲載料を支払わなければならない。

（広告内容の変更等）

第10条 広告主は、次に掲げる理由により広告の内容を変更しようとするときは、向日市ホームページ広告内容変更届（第4号様式）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(1) 掲載決定を受けた広告を差し替えるとき。

(2) リンク先のホームページアドレスを変更するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、申込書又は申込書に添付した書類の内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告主、広告の内容又はリンク先ページの内容等が、掲載基準を満たしていないとき又は各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき。
- (3) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げようとするときは、向日市ホームページ広告掲載取下届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合には、納付済みの広告掲載料は返還しない。

附 則

この要領は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。